

立川労働基準監督署第13次労働災害防止計画

基本目標

- 死亡災害：2017年と比較して、2022年までに15%以上（2件以下）減少させる。
- 死傷災害：増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少（686件以下）させる。

小目標

- 製造業：64件
- 建設業：76件（建設業おける死亡者数：0件 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる）
- 陸上貨物運送事業：114件
- 第三次産業：396件（死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる）
（小売業：95件、社会福祉施設：67件、飲食店：35件、ビルメンテナンス業：23件）
- メンタルヘルス対策
ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- 腰痛対策
全産業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上（34件）減少させる。（主として、社会福祉施設：13件、陸上貨物運送業：5件）
- 熱中症対策
計画期間中に死亡災害を発生させない。

重点事項ごとの具体的取組

1. 死亡災害の撲滅をはじめとする労働災害防止対策の推進

- 製造業：食料品加工機械災害、転倒災害防止の強化
- 建設業：脚立、足場、屋根等からの墜落・転落防止対策の強化
- 陸上貨物運送事業：荷役災害の防止対策の強化
- 小売業：転倒、墜落・転落、動作の反動・無理な動作による災害防止対策の強化
- 社会福祉施設：腰痛災害、転倒災害防止対策の強化
- 飲食店：転倒、切れ・こすれ、火傷による災害防止対策の強化
- ビルメンテナンス業：転倒、墜落災害防止対策の強化
- 腰痛の予防：腰痛予防対策指針に基づく取組について指導
- 熱中症の予防：気温への順化対応への取組とJIS規格に適合したWBGT測定器の普及

2. 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

3. 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 粉じん障害防止対策

4. 病気の治療と仕事の両立支援対策の推進

- 企業での取組状況の把握と好事例の収集及び情報提供の実施
- 両立支援ガイドラインの普及促進

5. 受動喫煙防止対策の推進

- 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者への支援の実施による、事業場の実情に応じた受動喫煙防止対策の普及促進

6. 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み
- 企業単位での安全衛生管理体制の推進
- 企業における健康確保措置の推進

